行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、35～45歳の男性、所持品等は、現金1,410円、黒色リュックサック

上記の者は平成21年10月10日午後２時40分東京都西多摩郡奥多摩町川野943番地先山林内で発見されたもので、死亡日は平成20年１月頃と推定されます。

引取人がいないため、火葬に付し、遺骨は保管してあります。

心当りの方は、当町福祉保健課までお申し出ください。

平成 21 年 11 月 26 日

東京都　西多摩郡奥多摩町長　河村　文夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢25歳から40歳の男性、身長155センチ位

上記の者は、平成21年９月４日午前９時６分頃、静岡市駿河区用宗一丁目２番22号地先ＪＲ東海道本線「青木踏切」における列車事故にて死亡しましたが、検死の結果死因は頭蓋骨粉砕骨折に伴う脳挫創で列車に衝突したことに矛盾は無いと推定されました。身元不明のため静岡南警察署から遺体の引き渡しを受け、静岡市静岡斎場にて火葬に付し遺骨を市営愛宕霊園に安置しました。お心当たりの方は静岡市駿河福祉事務所生活支援課まで申し出てください。

平成 21 年 11 月 26 日

静岡県　　静岡市長　小嶋　善吉

公示送達

次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて、通知の内容をそれぞれ次のとおり公告する。

平成 21 年 11 月 26 日

盛岡広域都市計画事業
盛岡駅西口地区土地区画整理事業
施行者　盛岡市
代表者　盛岡市長　谷藤　裕明

記

書類の送付を受けるべき者
氏名　澤田勘右ェ門
住所　盛岡市中川原92番地
従前の土地
盛岡市中川町292番16
地目　宅地
登記地積　69.61㎡　基準地積　68.81㎡
権利価額　1,399,242円
換地処分後の土地
街区番号　39　画地　６
盛岡市盛岡駅西通二丁目212番６
地目　宅地
地積　68.76㎡
権利価額　1,968,330円
清算金　徴収　569,088円
記事　小規模宅地の措置（所有権）
氏名　高橋　與助
住所　盛岡市仁王第５地割字長町150番地２
従前の土地
盛岡市中川町19番51
地目　宅地
登記地積　24.79㎡　基準地積　25.25㎡
権利価額　68,510円
換地処分後の土地
清算金　交付　68,510円
記事　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算、法第104条第１項により消滅
氏名　藤原　清八
住所　盛岡市大沢川原小路129番地
従前の土地
盛岡市中川町16番37
地目　宅地
登記地積　86.90㎡　基準地積　87.95㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
種別　２番仮差押　部分　全部
権利価額　2,692,534円
換地処分後の土地
街区番号　５　画地　５－１
盛岡市盛岡駅西通一丁目119番19
地目　宅地
地積　85.97㎡
所有権以外の権利又は処分の制限　全部
権利価額　3,008,616円
清算金　徴収　316,082円
記事　川畑　孝

教示１　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。

２　この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に盛岡市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に盛岡市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

漁船及びその所有者の所在を尋ねる公告

漁船登録番号　ＴＫ３－408
船　　名　伏見丸
所　有　者　伏見次郎
漁船登録番号　ＴＫ３－2693
船　　名　石藤丸
所　有　者　石田藤藏
漁船登録番号　ＴＫ３－7104
船　　名　健龍丸
所　有　者　中山健次
漁船登録番号　ＴＫ３－1547
船　　名　中山丸
所　有　者　中山健次
漁船登録番号　ＴＫ３－4196
船　　名　石鉦丸
所　有　者　石田鉦明
漁船登録番号　ＴＫ３－7360
船　　名　渡清丸
所　有　者　渡辺清吉
漁船登録番号　ＴＫ３－3437
船　　名　第二中山丸
所　有　者　中山健次
漁船登録番号　ＴＫ３－8395
船　　名　西義丸
所　有　者　西野義直
漁船登録番号　ＴＫ３－7193
船　　名　国丸
所　有　者　佐々木国雄
漁船登録番号　ＴＫ３－9271
船　　名　幸田丸
所　有　者　幸田兼吉
漁船登録番号　ＴＫ３－8717
船　　名　呑川丸
所　有　者　仁平勝男
漁船登録番号　ＴＫ３－9352
船　　名　安田丸
所　有　者　安田春男
漁船登録番号　ＴＫ３－9211
船　　名　第一小林丸
所　有　者　小林正吉
漁船登録番号　ＴＫ３－9314
船　　名　第二高栄丸
所　有　者　伊東未四郎
漁船登録番号　ＴＫ３－9852
船　　名　第五宝政丸
所　有　者　田中政徳
漁船登録番号　ＴＫ３－9537
船　　名　第三海世丸
所　有　者　筒浦澄代
漁船登録番号　ＴＫ３－9090
船　　名　田弘丸
所　有　者　田中次郎吉
漁船登録番号　ＴＫ２－1887
船　　名　第八正丸
所　有　者　株式会社ケーツースペース
漁船登録番号　ＴＫ２－1316
船　　名　第３七島丸
所　有　者　宮原義明
漁船登録番号　ＴＫ３－8678
船　　名　喜久丸
所　有　者　前田喜盛
漁船登録番号　ＴＫ３－9442
船　　名　福神丸
所　有　者　山名敬徳
漁船登録番号　ＴＫ３－7616
船　　名　弘進丸
所　有　者　野坂美仁
漁船登録番号　ＴＫ３－8132
船　　名　朋洋丸
所　有　者　山下公一

上記登録漁船及び所有者の所在を尋ねる。この公告の日から３ヶ月以内に連絡がないときは、漁船法第18条第１項第３号の規定により、上記漁船の登録は失効する。

平成 21 年 11 月 26 日

東京都知事　石原慎太郎